南九州市監査委員告示第５号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第４項の規定に基づき、令和８年度定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和８年 11 月 25 日

南九州市監査委員　有水　秀男
南九州市監査委員　角　　貞 己

1　監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

2　監査の種類

地方自治法第 199 条第４項の規定による定期監査

3　監査の対象

予算執行状況調書作成日現在の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

4　監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が､合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査を行った。

5　監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ監査対象の部署から事前に資料の提出を求め、これらを基に関係書類及び帳票等を試査により書類審査を実施した。審査の進行に伴い、財務に関する事務の執行等について所管課長等から説明を受けるとともに、必要に応じて関係職員への質問を行い、地方自治法第２条第 14 項（事務処理の能率性）及び同条第 15 項（組織及び運営の合理化）で規定される趣旨に従ってなされているかに主眼を置き監査した。

6　監査の実施場所及び日程

⑴　実施場所

監査委員室

⑵　実施日程

令和８年 10 月 14 日	こども未来課、まちづくり推進課、歴史文化財課、財政課
令和８年 10 月 16 日	市民生活課、農業委員会事務局、農業振興課、会計課
令和８年 10 月 19 日	防災安全課、税務課、社会教育課、学校教育課
令和８年 10 月 23 日	教育総務課、茶業振興課、農林整備課
令和８年 10 月 27 日	建設水道課、福祉健康課、議会事務局
令和８年 10 月 29 日	長寿介護課、都市政策課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
令和８年 11 月　２日	商工観光課、総務課、みらい創生課

令和８年 11 月 11 日	備品実査（川辺文化会館、川辺保健センター、川辺支所、知覧文化会館、ミュージアム知覧、知覧特攻平和会館、学校給食センター、知覧保健センター、頴娃農業開発研修センター、頴娃文化会館、頴娃保健センター、頴娃支所）
令和８年 11 月 12 日	備品実査（本庁舎）

7　監査の結果及び意見

⑴　共通事項

財務に関する事務事業において、執行状況、管理運営に係る事業及び収入支出事務並びに備品台帳を監査した結果、概ね適正に処理され、効率的かつ公正な運営が確保されているものと認められた。

なお､監査を実施するなかで､軽微な注意事項についてはその都度口頭で指摘した。

①　備品管理に関する不適切な事例について

各課等における備品の管理状況について備品実査を実施したところ、以下の不適切な事例が散見された。各課等においては、公有財産管理規則に基づき、備品の適正な維持管理に努められたい。

なお、管理状況が極めて不十分であると認められた部署に対しては、後日、改めて厳格な備品実査を執行する。

・実態と台帳の不一致：備品台帳に登録されている設置場所に当該備品が現存しない事例及び既に廃棄済みの備品が台帳上に残存している事例が見受けられた。
・管理表示（備品票）の未貼付：令和７年度購入分を含め、備品番号等が記載された備品票（シール）が本体に貼付されていない事例が見受けられた。なお、備品の品質・形状により備品票を貼付できないものについては、備品番号を本体に直接記載する等の識別可能な措置を講じること。
・二重登録：同一の備品が異なる備品番号で二重に登録されている事例があった。
・所在不明：台帳登録はあるものの現物の所在が確認できない（所在不明）事例があった。

②　外郭団体等預金通帳及び口座印の同一人管理について

市が管理している外郭団体等の預金通帳と口座届出印の保管については、厳重な管理が必要であるが、一部の部署において通帳と届出印の両方を同一の担当者等が保管・管理している実態が見受けられた。これは内部統制及び事故防止の観点から不適切であるため、直ちに通帳の取扱者と届出印の保管責任者を分離する等、適切な管理体制へ見直すこと。

⑵　個別事項

①　過年度費用弁償に係る不適切な予算執行について

委員会の非常勤の委員に支給すべき令和８年３月分に係る費用弁償について、本

来支出すべき令和７年度予算において出納閉鎖期日までに支出手続きがなされず未払いとなっていた。当該未払いについては、令和８年９月に未払いが発覚した後、同月中に令和８年度予算（現年度予算）から執行されていた。

原因は、人事異動に伴う事務引継が不十分であったことに加え、担当者の確認不足により処理が漏れていたことによるものである。

本件は、地方自治法第 208 条第２項に規定する会計年度独立の原則から逸脱した事務処理であり、会計規則上の手続きとしても極めて不適切である。

今後は予算執行管理を徹底し、支払管理表を整備するなど、事務処理手続きの厳格化とチェック機能の強化に努め、適切な執行管理と再発防止策を講じられたい。